## このしおりを利用される方へ

このしおりは、湖南市議会議員補欠選挙における選挙公報掲載申請の手続き、掲載文原稿の記載方法について注意すべき事項及び湖南市選挙管理委員会からのお願いをまとめたものです。

選挙公報の掲載申請をされる方は、このしおりを十分読んで申請してください。

湖南市選挙管理委員会

#### 1. 選挙公報の概要

(1) 選挙公報の発行

今回の選挙にあたり候補者の氏名、経歴、政見、顔写真等を掲載した選挙公報(白黒)を 1 回発行します。なお、大きさは、B4用紙程度のものを予定しています。

(2) 掲載申請と申請の期間

候補者が選挙公報に掲載を受けようとするときは、申請書(様式第1号)により、掲載文及び写真を添えて、立候補届出日の午前8時30分から午後5時までの間に湖南市選挙管理委員会(以下「市委員会」という。)に申請してください。提出方法は次のとおりです。なお、この日時を経過した場合、申請があっても受理できないこととされていますので、注意してください。

- ※ 事前審査の際に選挙公報掲載申請書及び選挙公報掲載文原稿用紙、候補者の顔写真(電 磁的記録を含む。)を持参してください。
- ①書面による提出の場合

「申請書」に「原稿用紙」2通(同文のものに限る。)及び選挙の期日3か月以内に撮影した候補者本人の写真(縦10cm、横8cm)2枚を添えて提出

②電子データによる提出の場合

「申請書」を書面提出のうえ、「原稿用紙」(電磁的記録)に記載した掲載文の電子データ(選挙の期日 3 か月以内に撮影した候補者本人の写真データを含む。)を保存した CD-R を提出。「原稿用紙」(電磁的記録)は市委員会が交付した原稿用紙(電磁的記録)によって作成されたものでなければなりません。

- (ア) 電子データは、「PDF/X1a (アウトライン化された PDF ファイル) 形式」と「AI 形式」 の両方を併せて保存し提出してください。
- (イ) 提出データファイルのタイトルは、次の例により設定してください。

「例:氏名〇〇 選挙公報原稿.pdf(ai)」

・写真(白黒)は、原稿用紙(電磁的記録)の写真欄に示しているガイドラインの 枠内に記録してください。

※写真用紙での提出または写真のみを単独ファイル (電磁的記録) で提出することはできませんのでご注意ください。

## (3) 掲載禁止事項

選挙公報には、次のような事項は記載できませんので、特に注意してください。

① 選挙公報の品位を損なう事項

他人の名誉を傷つけもしくは善良な風俗を害し、又は特定の商品の広告その他営業に関する宣伝をする等の記載

- ② 虚偽事項
- ③ 刑事犯罪を構成するような記載
- ④ 利害誘導にわたる記載
- ⑤ 他の候補者(他の選挙における候補者を含む。)の選挙運動となる事項

## (4) 原文の掲載

市委員会は、掲載の申請があった掲載文(写真欄、氏名欄、記載欄のすべて)を原文のまま写真製版し、印刷の仕上がりが縦約100mm、横約240mm(写真欄、氏名欄、記載欄を含む。)となるよう選挙公報に掲載しますので、文章、字句等を十分に精査したうえで提出してください(1ページ3人程度掲載予定)。

## (5) 掲載順序の決定

選挙公報の掲載順序(紙面上の位置)は、市委員会が立候補届出日の午後5時15分からくじを行って決定します。

なお、掲載を申請する候補者又はその代理人は、このくじに立ち会うことができますので、 立会をされる方は市役所東庁舎3階の市委員会へご参会ください。

## (6) 発行の中止

公職選挙法第100条第4項の規定(無投票当選)に該当し、投票を行うことを必要としなくなったとき、又は天災その他避けることのできない事故その他特別の事情があるときは、選挙公報の発行は中止します。

# 2. 掲載文について

- (1) 掲載文の作成
  - ①書面による提出の場合
    - (ア) 掲載文は、市委員会が規定の原稿用紙(様式第2号)を3枚交付しますので、指定の 枠内に黒色の色素により明瞭に記載した同文のものを2部(1部コピー可)作成して提出 してください。
    - (イ) 掲載文原稿は、実際に選挙公報に印刷される大きさとほぼ等倍です。記載できる字体 や文字数に制限はありませんが、文字が小さい、細い、太い、薄い等により写真製版をし た場合に、明瞭に印刷できない場合や文字がつぶれて読めないなどの事態が発生すること がありますので、十分注意して作成してください。
    - (ウ) 掲載文はすべて青線の枠内に記載してください(※ 青線は写真製版には写りません。)。
    - (エ) 原稿は、別紙に記載してもかまいませんが、原稿の大きさは縦 100mm横 240mm (右端 30mm は写真欄と氏名欄) としてください。

#### ②電子データによる提出の場合

- (ア) 掲載文は、市委員会が提供する原稿用紙(電磁的記録)を必ず利用し、Adobe Illustrator または Adobe Photoshop の CS4~CS6 を用いて作成してください。この原稿用紙(電磁的記録)は、配付資料の CD-R の中に入れています。
- (イ) 写真欄、氏名欄および原稿欄の配置は原稿用紙を確認ください。なお、それぞれの 境目を明確にするため、ガイドラインを引いています。互いにはみ出すことはでき ませんのでご注意ください。なお、このガイドラインは印刷されません。
- (ウ) 掲載文は白黒またはグレースケールで記録してください。
- (エ) 画像解像度はグレースケール 350dpi、2 階調 1200dpi を推奨します。

- (オ) 掲載文は、原稿用紙(電磁的記録)の黒枠内に記録してください。
- (カ)提出する際の形式は、PDF/X1a(アウトライン化された PDF ファイル)としてください。
- (2) 掲載文に記入できること
  - ① 氏名欄
    - (ア) 候補者の氏名 (通称使用の認定を受けるものは、その通称) 及びふりがな
    - (イ) 所属党派名 (無所属、「公認」及び「推薦」の文字を含む。)
  - (ウ) 生年月日
  - (工) 年齢(投票日現在)
  - (才) 職業

※ 氏名欄には、写真・図・イラストレーション及びこれらの類をもって記載できません。

## ② 記載欄

候補者の政見・経歴・公約などを文章・図・イラストレーション及びこれらの類により記入することができますが、図・イラストレーション及びこれらの類を記載しようとするときは、それらの部分にかかる面積は、当該記載欄のおおむね2分の1を超えてはなりません。 ※ 記載欄には候補者の写真を記載できません。

次 山戦側には欧洲省の子具を記載しるませ

# (3) 写真

書面で提出する場合は次の写真 2 枚(同一原版から焼き付けたもの)を原稿用紙に貼り付けずに、そのまま提出してください。

- ・選挙の期日前3か月以内に撮影したもの(無帽、正面向上半身、無背景のもので、白黒に限る。)
- ・縦 100mm、横 80mm (枠取りがしてある場合は、枠内の規格) のもの
- ・裏面に候補者の所属政党等(無所属の場合は「無所属」と記入)及び氏名を記入すること。
- (4) 筆記具とその使い方

書面で提出する場合は次のことについて留意ください。

- ① 筆記具は、活字(ワープロによる場合を含む。)、ペン又は毛筆のほかは使用することができません。また、黒以外のものは、写真に写りませんので必ず濃い黒色で記載してください。
- ② 活字を使用する場合は、あまり小さい活字又は字画の多いゴシック体を使用すると不鮮明になることがありますので、ご注意ください。
- ③ ペン又は毛筆を使用する場合も、あまり小さい字を記載しますと印刷した場合に見えにくくなったり、不鮮明になったりすることがありますのでご注意ください。また、極端に大きい字も印刷が汚れることがありますので、記載しないようにしてください。

# 3. その他

## (1) 掲載文の訂正

前各項の注意事項に違反した掲載文の申請があった場合、又は文字等が著しく小さい場合その他の事由により掲載文の印刷が著しく不鮮明になるおそれがあると認める場合は、候補者に対し、訂正を求めることがあります。

なお、候補者がその訂正に応じない場合は、市委員会は必要な訂正をすることができることになっています。

(2) 掲載文の修正及び撤回

候補者は、既に行った掲載申請を、修正又は撤回したい場合は、掲載申請受付期間内(立候補届出日の午後5時まで)であれば、様式第3号により修正の申請を、様式第4号により撤回の申請をすることができます。

なお、修正の申請をする場合は、修正した原稿2部(同じもの)又はCD-Rを提出してください(1部はコピー可)。

(3) 掲載文の返却制限

提出された掲載文及び写真(電磁的記録を含む。)は、申請期限後においては、理由のいかんにかかわらず返還しません。

(4) 訂正

選挙公報の印刷に誤りがあったときには、市委員会の告示をもって訂正します。

(5) 原稿用紙の再交付

原稿用紙を汚損した等の理由により再交付を求めるときは、市委員会事務局に申し出てください。

(6) 電子データで提出する場合は、候補者自身で保存する CD-R を準備してください。原稿用紙 (電磁的記録) を配付するための CD-R には記録することはできませんのでご注意ください。

#### 4. 掲載文の事前審査

(1) 事前審査

選挙公報の申請期間は、立候補届出日のみですので、掲載申請が間に合わないおそれもあるため、立候補届出書類事前審査と同じ日程で事前審査を行います。

なお、審査の際、訂正をお願いすることもありますので、訂正に応じられるよう候補者又は 代理人が直接掲載文原稿用紙(電磁的記録を含む。)を持参してください。

この事前審査を受けていなくても申請期間内(立候補届出日の午前8時30分から午後5時まで)に掲載申請をすることはできますが、スムーズな選挙公報発行のために必ず事前審査を受けていただくようお願いします。

- (2) 事前審査の日時及び場所
  - ① 日時 10月2日(金) 午後2時~午後4時
  - ② 場所 湖南市役所東庁舎 3階 第2会議室
- (3) 提出書類
  - ① 選挙公報掲載申請書 1部
  - ② 選挙公報掲載文原稿 書面による提出の場合) 同文のもの2部(1部コピー可) 電子データによる提出の場合) CD-R 1枚
  - ③ 候補者本人の写真 書面による提出の場合)同一のもの2枚
- (4) 選挙公報掲載申請書の返還等

事前審査が完了した場合には、選挙公報掲載文保管証と引き替えに掲載文原稿用紙及び写真 (電磁的記録を含む。)を市委員会が預かり、選挙公報掲載申請書のみ返却します。

なお、事前審査時に、選挙公報掲載文原稿をお預かりしますが、返却した選挙公報掲載申請 書を必ず申請期間内(立候補届出日の午前8時30分から午後5時まで)に提出してください。 提出がないと、選挙公報掲載の申請がないものとなり、掲載することができません。

(5) 通称使用の認定を受ける場合

立候補届出時に、通称使用の申請をされる場合には、事前審査の際、その旨を申し出てくだ